

防整施第25415号  
令和5年12月15日  
一部改正 防整施第14976号  
令和6年6月26日

各地方防衛局総務部長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長 殿  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長

整備計画局施設計画課長  
(公印省略)

土質調査業務の総合評価落札方式における地元企業活用型の試行  
について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、令和5年12月15日以降に入札公告を  
行う技術業務について試行することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、整備計画局施設技術管理官、地方協力局環境政策課長、防衛大学  
校総務部会計課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校  
事務局総務部経理課長、防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長、  
防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚  
監部監理部会計課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部総  
務部経理課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部総務部会  
計課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部総務部会計課長、防  
衛監察本部総務課長、北海道防衛局管理部長、東北防衛局企画部長、  
北関東防衛局管理部長、南関東防衛局管理部長、近畿中部防衛局企画  
部長、中国四国防衛局企画部長、九州防衛局管理部長、沖縄防衛局管  
理部長、東海防衛支局長、防衛装備庁長官官房会計官

## 土質調査業務の総合評価落札方式における地元企業活用型の試行について

### 1 目的

建設工事に係る技術業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31。）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。以下「技術業務」という。）のうち、建設工事に係る技術業務の契約等における一般競争入札の実施細則について（防整施第5252号。令和2年3月31日。以下「実施細則」という。）の別紙第2第1項に規定する総合評価落札方式を適用する技術業務については、実施細則の別紙第4第1項において、総合評価落札方式のタイプが定められているところである。

今般、最適化事業<sup>※</sup>における建替対象建物数が、全国約300地区の駐屯地等で約13,000棟となることから、土質調査業務の発注に当たり、発注者側の膨大な契約事務処理や受注者側の多数の技術者配置などにより事業の遂行に支障が生じるおそれがある。このため、発注規模を大きくする計画であるが、この際、地域に応じた業務のマネジメントを重視する観点から地元企業の活用を図る発注方式（「地元企業活用型」）を試行することとする。

※ 各基地・駐屯地等に保有している建物やライフライン等について、現状の把握・評価を行い、施設の機能・重要度に応じた構造強化、離隔距離確保のための再配置・集約化、老朽改修、省エネ対策等を実施するもの。

### 2 対象業務

最適化事業において実施する土質調査業務のうち、予定価格が2,000万円以上の業務を対象とする。

### 3 総合評価の方法

実施細則の別紙第4第1項第3号に規定する、簡易型を適用するものとする。

#### (1) 競争参加資格

ア 単体又は共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の測量・建設コンサルタント等業務の「地質調査」に係るAの格付を受けていること。

なお、代表者を除く構成員の「地質調査」に係る格付は、原則C以上とし、業務規模、地元登録企業数等を踏まえ設定することとする。

イ 地元企業の活用として、地元企業（共同体構成員含む）に対する再委託等予定金額の割合が、業務委託料の10%以上であると表明した者に対し競争参加資格を与えるものとする。

#### (2) 発注規模

発注規模は、県単位毎に1件を原則とするが、各地方防衛局及び各地方防衛支局の事情を踏まえて、適宜、設定するものとし、その規模に応じて評価項目を選択するものとする。

#### (3) 評価項目

業務の規模により、評価項目の判断基準等を使い分けるものとする

なお、詳細については、付紙1による。

#### (4) 入札公告及び入札説明書への記載事項

付紙2による。

### 4 評価内容の担保

実施細則の別紙第4第9項に基づき、以下の記載例を契約書に記載すること。

#### 記載例

- ・地元企業への再委託等予定金額を業務委託料の〇〇%以上とすること。

なお、地元企業とは、業務場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。

### 5 業務成績評定の減点

実施細則の別紙第4第10項に基づき、評価項目に地元企業の採用を追加して算定するものとする。

### 6 その他

本通知の実施に当たり、疑義が生じた場合には、整備計画局建設制度官と協議するものとする。

## 業務の規模による評価基準について

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト（点）	
	判断基準			
<b>予定価格 5 千万円以上</b>				
地域貢献度	の 共 組 同 成 体	① 共同体の構成員に地元企業が含まれる場合	① 5 点	合計 10 点
		② 単体の場合又は共同体の構成員に地元企業が含まれない場合	② 0 点	
	地 元 企 業 の 採 用	① 地元企業への再委託等予定金額が業務委託料の 30% 以上	① 5 点	
		② 地元企業への再委託等予定金額が業務委託料の 25% 以上 30% 未満	② 2 点	
		③ 地元企業への再委託等予定金額が業務委託料の 20% 以上 25% 未満	③ 1 点	
		④ 地元企業への再委託等予定金額が業務委託料の 10% 以上 20% 未満	④ 0 点	
⑤ 地元企業への再委託等予定金額が業務委託料の 10% 未満	⑤ 欠格			
<b>予定価格 2 千万円以上 5 千万円未満</b>				
地域貢献度	の 共 組 同 成 体	① 共同体の構成員に地元企業が含まれる場合	① 2 点	合計 5 点
		② 単体の場合又は共同体の構成員に地元企業が含まれない場合	② 0 点	
	地 元 企 業 の 採 用	① 地元企業への再委託等予定金額が業務委託料の 20% 以上	① 3 点	
		② 地元企業への再委託等予定金額が業務委託料の 10% 以上 20% 未満	② 0 点	
		③ 地元企業への再委託等予定金額が業務委託料の 10% 未満	③ 欠格	
<b>予定価格 2 千万円未満</b>				
地域貢献度	-	加点数なし（従前どおり）	-	-

## 補足事項

- ※ 地元企業とは、業務場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。
- ※ 都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等での設定を可能とする。
- ※ 単体又は共同体構成員が地元企業である場合に限り、単体又は共同体構成員の履行予定金額を地元企業の再委託等予定金額として計上してもよい。
- ※ 他の共同体に参加する構成員を再委託先として再委託等予定金額に計上してはならない。

## I 入札公告の記載例

### ○ 業務概要

( ) 本業務は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。また、地域に応じた業務のマネジメントを重視する観点から地元企業の活用を図る「地元企業活用型」の試行対象業務である。

### ○ 競争参加資格

( ) 本業務は、業務を実施する都道府県内に所在する地元企業を再委託先に採用する予定、又は、業務を実施する都道府県内に本店が所在する単体若しくは共同体構成員において、再委託等予定金額が業務委託料の10%以上であること。なお、業務の実施にあたり、申請した再委託等予定金額に満たなかった場合、ペナルティとして口頭注意、書面注意等の措置を行うことがある。

## II 入札説明書の記載例

### ○ 業務概要

( ) 本業務は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。また、地域に応じた業務のマネジメントを重視する観点から地元企業の活用を図る「地元企業活用型」の試行対象業務である。

### ○ 競争参加資格

( ) 本業務は、業務を実施する都道府県内に所在する地元企業を再委託先に採用する予定、又は、業務を実施する都道府県内に本店が所在する単体若しくは共同体構成員において、再委託等予定金額が業務委託料の10%以上であること。なお、業務の実施にあたり、申請した再委託等予定金額に満たなかった場合、ペナルティとして口頭注意、書面注意等の措置を行うことがある。

### ○ 総合評価に関する事項

#### (1) 評価項目

本業務の評価項目は、次のアからオまでとする。

ア 企業の実績及び能力

イ 配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ その他

エ 地域貢献度

オ 賃上げ表明企業評価

### ○ 競争参加資格の確認等

#### ● 地域貢献度

( ) 共同体の構成員

共同体の構成員に地元企業を含める場合に記載する。

構成する地元企業が複数ある場合は、全者記載すること。なお、地元企業とは、業務場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。

記載様式は別紙様式第■－■とする。

( ) 地元企業の再委託等採用予定状況

本業務は、業務を実施する都道府県内に所在する地元企業を再委託先に採用する予定、又は、業務を実施する都道府県内に本店が所在する単体若しくは共同体構成員において、再委託等予定金額が業務委託料の10%以上であることを記載する。なお、地元企業とは、業務場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。

又、他の共同体に参加する構成員を再委託先として再委託等予定金額に計上してはならないが、契約締結後にその構成員を再委託先とすることは、可能である。

記載様式は別紙様式第▲－▲とする。



## 地元企業の採用計画等予定状況

業務名： \_\_\_\_\_

項目	内容
地元企業の採用計画等	<input type="checkbox"/> 地元企業への再委託の計画がある  ①再委託を計画している業務内容・担当区分等  ②業務委託料に対する、地元企業への再委託予定金額の割合  ③計画している再委託先企業の名称・所在地・代表者名
	<input type="checkbox"/> 単体又は共同体の構成員が地元企業である  ①地元企業である単体又は共同体の構成員が計画している業務内容・担当区分等  ②業務委託料に対する、地元企業である単体又は共同体の構成員の履行予定金額の割合

- 注：
- 1 地元企業への再委託の計画等について、いずれかの「□」に「■」を付す。
  - 2 再委託先予定企業の地元企業名称や所在地が確認できる資料を添付する。
  - 3 計画している地元企業が複数者いる場合又は共同体構成員に地元企業が複数者いる場合、全者の内容を記載すること。
  - 4 地元企業への再委託等予定金額の割合が10%未満の場合、欠格とする。
  - 5 他の共同体に参加する構成員を再委託先として再委託等予定金額に計上してはならない。